

平成20年4月
スタート

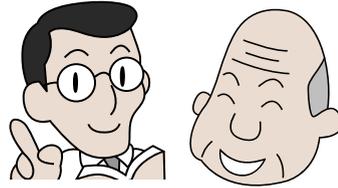
後期高齢者医療制度が始まります。 安定した高齢者医療制度を目指して

高齢化が進むにつれ、老人医療費を中心に国民医療費が増大し、医療保険財政は厳しい状況が続いています。将来においても、安定運営が行える制度が必要なことから、平成20年4月に、75才以上の人もまたは65才以上で一定の障害がある人を対象とした、後期高齢者医療費制度が創設されます。

■後期高齢者医療制度に関する
お問い合わせは、国民健康保険課
☎973-3202へ。

新しい医療制度
になることを
喜びます。

老人医療制度から
後期高齢者医療
制度になります。



制度の運営

都道府県ごとに全市区町村で組織する後期高齢者医療広域連合が設立され、運営を行います。保険料率や葬祭費などは県内同一となります。

◆業務分担

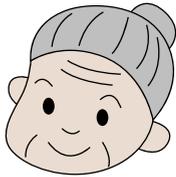
「広域連合」

- ・保険料率の決定（一人あたりの均等割額所得に対する所得割率）や、保険料の賦課
- ・医療に掛かる給付の決定
- ・保険証や減額認定証などの交付

「市」

- ・保険料の徴収
- ・被保険者の加入・脱退の受付
- ・広域連合への療養費などの支給申請や各種届出の受付

誰が加入するの？



資格

- ・県内に住む
- ・75才以上の人
- ・65才以上の寝たきりなど一定の障害がある人（広域連合の認定が必要）

これに該当する人は、健康保険組合や船員保険、共済組合などの被扶養者だった人も被保険者となります。なお、健康保険などの被保険者が75才以上で、その被扶養者が75才未満の場合、被扶養者は、国民健康保険などに加入する必要があります。現在、65歳以上75歳未満で一定以上の障害のある老人医療受給者の方の後期高齢者医療制度への加入は自動的に行われます。制度に加入しないことを選ぶこともできますが、その場合は届出が必要となります。

保険料はどのくらい？

保険料

要となります。

◆保険料率（平成20年・21年度）
均等割額 48440円（年額）
所得割率 8.8%

◆賦課限度額
一人年間50万円

◆算定方法
均等割額48440円×基礎控除後の総所得金額など×所得割率（8.8%）